



「初任給特別措置の実施について」の提案を受ける！

提案内容

1月18日

◆目的：これからの当社の成長を担う人材を確保し、働きがいを高めていく観点から実施する

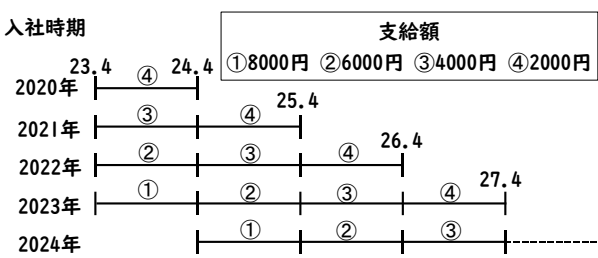
◆実施内容

①対象者は、賃金規程第13条に規定する初任給表1（エリア職）又は表2（総合職）の適用を受ける者

②支給額は、

支給期間	支給額
1年まで	8,000円 ①
1年を超え、2年まで	6,000円 ②
2年を超え、3年まで	4,000円 ③
3年を超え、4年まで	2,000円 ④

【イメージ】



③支給期間の計算は、採用された日に属する月から1年とし、以後この例による

④月の途中において、新たに支給し、又は支給しないことになった場合は、日割計算による

⑤「割増賃金」「賃金の減額等」「休職等の取扱い」における取扱いは、技能手当の取扱いと同様にする

⑥支給日は、当月の賃金支給日とする

◆その他

①令和2年4月1日から令和5年3月31日までに採用された者については、令和5年4月1日以降支給する

②会社が必要と認めた場合、前項に関わらず、特に支給することがある

◆実施日 令和5年4月1日

議論の特徴点

●特に**若手社員に着目して処遇改善を行う**

●採用市場は厳しく、転職市場が活性化している中、採用活動への効果があり優位に働く

●（特別措置をしても他社の初任給平均に達するものではない）他社と比較するものではなく、賃金制度など様々な労働条件があり、初任給の額だけをもって着目するのは難しい

●**基本給を引き上げるものではない、基準内賃金にも入らない**

●手当でもないのので、就業規則の変更にならない

●給与明細書では、支給の欄に「初任給特別措置」として記載する予定

●**エリア職と総合職で採用された者が対象**である。社会人採用はバランスを見ながら支給する場合がある。医療社員や医師については初任給調整手当があるため、全体のバランスを見て支給対象としていない

●当面の間実施するものであり、終了日の予定はない

●**物価上昇などの新賃金とは異なるものである、新賃金については別途議論する**

若手の処遇改善だけではなく今まで奮闘してきた
全ての組合員・社員の賃金を上げるべきだ！